

報告第19号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和4年9月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区永福 三丁目在住 個人	事故日：令和4年1月18日 場 所：杉並区永福三丁目 ・下高井戸運動場の防球ネットを 飛び越えた野球ボールが住宅の屋 根にぶつかり、屋根の一部を破損 させた。 (区民生活部)	220,000円
			令和4年4月6日
2	杉並区本天沼 三丁目在住 個人	事故日：令和4年5月2日 場 所：杉並区本天沼三丁目 ・保育園の園庭でボール遊び中、 ボールが園庭の塀を超え、停車中 の車に当たり損傷を与えた。 (子ども家庭部)	66,000円
			令和4年5月13日

3	杉並区本天沼 三丁目在住 個人	事故日：令和4年1月26日 場 所：杉並区荻窪三丁目	121,300円
		・清掃車両で走行中、公園出入口から飛び出した相手方と接触し、頭部と左腕を負傷させた。 (環境部)	令和4年5月30日
4	山梨県南都留郡 富士河口湖町所在 法人	事故日：令和4年2月18日 場 所：山梨県南都留郡富士河口湖町	55,000円
		・移動教室中に宿泊したホテルの壁に児童の荷物がぶつかり、壁に損傷を与えた。 (教育委員会事務局)	令和4年6月17日
5	杉並区本天沼 一丁目在住 個人	事故日：令和4年3月2日 場 所：杉並区阿佐谷北三丁目	609,562円
		・収集作業中、降車のため清掃車両のドアを開けたところ、後方から直進する相手方自転車と接触し、左肘と左膝を負傷させた。 (環境部)	令和4年7月25日